

2020年5月27日

お客様各位

京葉システム株式会社

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う弊社対応について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、弊社製品・サービスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

先般ご承知の通り、5月25日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が、すべて解除されました。しかしながら、新型コロナウイルスが完全に収束したわけではございませんので、**千葉県からの協力要請**、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や各種ガイドラインに基づき、下記の対応を実施させていただきます。

引き続き、弊社対応にご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

訪問自粛期間について

地域ごとの**訪問自粛期間**を、原則として

東京都、神奈川県、埼玉県、北海道を**除く**地域 5月31日まで

東京都、神奈川県、埼玉県、及び北海道 6月18日まで

とさせていただきます。

事情により上記期日前のご訪問が必要な場合は、お客様と個別に調整を行い、できる限りの感染防止対策をとったうえで、訪問させていただきます。

なお、上記各種資料でも、オンライン会議の活用が示されておりますので、可能な範囲でオンライン会議へのご協力をお願い致します。

弊社在宅勤務体制について

引き続きテレワークの活用が示されておりますので、段階的に出社人数を増やしながら、しばらくの間、在宅勤務体制を継続致します。

お客様の受け入れ態勢も順次整えてまいりますので、ご来社の際は事前にご一報いただけますよう、お願い致します。

以上